

令和8年1月9日  
環境省環境再生・資源循環局

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則及び環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則における旧姓併記について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）及び環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年環境省令第九号）（以下「両施行規則」という。）の規定に基づく申請・届出等においては、これまでも旧姓併記（現行の氏名に加えて旧姓を記載することをいう。以下同じ。）を妨げるものではありませんでしたが、この度旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うことをお知らせいたします。

### 記

- 1 両施行規則の規定に基づく申請・届出等に係る氏名欄の旧姓併記について  
申請者等が申請・届出等を行う際に、旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記が可能です。
- 2 申請書等への記載  
旧姓記載を希望する方は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記ください。
- 3 旧姓の確認  
上記1により対応を行う手続きについて、両施行規則において氏名を証明する書類の提出が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類をご提出ください。

以上